

広報 **FUKAURA** **ふかうら**

No.421

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

オミクロン株対応新型コロナワクチン接種のお知らせ

町では、**オミクロン株対応2価ワクチン**を用いた新型コロナワクチン接種を10月中旬から実施します。感染拡大の可能性が高まる年末年始に向けて、12歳以上の方は、早めに接種しましょう。

接種対象となる方々には接種券を順次お送りしていますので、届きましたら詳細を確認し、接種希望の方は早期の予約をお願いいたします。

【オミクロン株対応2価ワクチンの効果】

- ★ これまでのワクチンと比べ、オミクロン株に対する**重症化予防・感染予防・発症予防の効果が高まると**期待されています。
- ★ 2種類の抗原があることにより、多様な新型コロナウイルスに反応すると考えられ、**今後の変異株に対して有効である可能性が高いことが**期待されています。

【対象となる方】

- ★ **初回接種（2回）を完了した12歳以上で、前回の接種から5ヶ月経過（※1）している方が一人1回接種できます**

（※1）2022年10月1日時点では5ヶ月の接種間隔となっていますが、国では短縮等について検討しており、今後、短縮となる可能性があります。

従来型ワクチンで4回目の接種を終えた方も、経過時期に合わせて接種券を順次お送りしますので、しばらくおまちください。

初回接種を完了していない方は、従来型ワクチンの接種を2回完了してから、オミクロン株対応ワクチンの接種となります。

【問合せ先】 新型コロナワクチン接種対策室 ☎0173-82-0190

若者を雇用した
事業主を支援します

若年者の町内就職の促進や職
場定着率の向上及び中小企業の
福利厚生面の改善を支援するた
め、若年者等を常用労働者とし
て雇用した事業主に対し、奨励金
を支給します。

◆対象労働者

【若年者】

雇用開始日の年齢が45歳以下
の常用労働者

【新卒者】

高等学校または高等教育機関
を修業後、3年を経過していない
若年者

◆対象事業主

- ・深浦町に事業所を有する雇用保
険適用事業主であること
- ・令和4年4月1日以降に若年者
または新卒者を新たに雇用し、1
年以上常用労働者として雇用す
る意思を有していること
- ・町税等の滞納がないこと

◆奨励金額

常用労働者1人につき年額20

万円（新卒者の場合は10万円加
算）

※6か月以上継続雇用してい
ない場合や同一の事業所におけ
る離職者の再雇用は対象外

◆奨励金支払方法

雇用開始日6か月経過後から
申請を受け付け、一括で振込予定
詳しくは、問合せいただくか、
町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
TEL 74-2122

子どものインフルエンザ
予防接種費用の一部を
助成します！

町では、インフルエンザの発症
及び重症化防止、集団での感染防
止と子育て家庭の経済的負担の
軽減を目的として、子どものイン
フルエンザ予防接種費用の一部
を助成します。予防接種を行い、
お子さんの健康を維持しましよ
う。

※子どものインフルエンザ予
防接種は任意接種で、法律上の義
務はありません。保護者の方が判

断し、接種をお願いします。

※例年と比べ、助成開始期間を
1か月早めています。医療機関に
接種出来るか確認をしてくださ
い。

◆助成対象者

町内に住所を有する生後6か
月から13歳未満のお子さん

※その他の予防接種費用助成
制度を利用していないことが条
件となります。

◆内容

年度内において、2回目の接種
費用を1人1回に限り2,500
円まで助成します。

（接種費用が2,500円に満た
ない場合は、その実額）

◆申請時に必要なもの

① 接種日及び予防接種名が確認
できる領収書の原本（1回目と2
回目の両方）

※領収書にワクチン名が明記さ
れていない場合は明細書を添付
してください。

② 接種済を証明する母子健康手
帳または医療機関が発行する予
防接種済証の写し

③ 振込先の口座番号が確認でき

る通帳またはキャッシュカード
の写し

④ 印鑑

◆申請方法

① 医療機関窓口で一旦接種費用
を全額支払い、領収書の発行を受
ける。

※接種場所の指定は特にありま
せん。

② 2回目の接種終了後、役場町民
課・各支所・保健センターにある
「深浦町子どものインフルエン
ザ予防接種助成金交付申請書」を
記入する。

③ ②の申請書と上記の申請に必
要なものを窓口へ提出し、申請す
る。

◆助成対象期間

10月1日から1月31日までの
予防接種

◆助成の申請期間

3月31日までに申請してくだ
さい。

□問合せ先

健康推進課 健康増進係
TEL 82-0288

農業用免税軽油使用者 証・免税証の交付申請を 受付します

令和5年3月から使用する農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請を次のとおり受付します。希望される方は必要書類を揃え、申請してください。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用等のご協力をお願いします。

◆日時

12月1日（木）～12月28日

（水）

9時～15時

◆場所

青森県五所川原合同庁舎（警察署隣）県税部内（五所川原市栄町10）

◆必要書類等

- ①耕作証明書（各市町の農業委員会で発行したもの）
- ②免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く）
- ③返信用郵便切手414円分
- ④使用機械の譲渡証明書（初めて申請する方及び使用者

証の有効期限が切れる方、使用者証登録機械に変更のある方、使用者証を紛失した方）

その他、必要書類等に関するお問い合わせは、左記の連絡先までお電話ください。

□問合せ先

西北地域県民局 県税部課税課
TEL 0173-3412111（内線207）

骨髄ドナーへの

助成制度について

骨髄ドナーとは、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な血液を作れなくなった患者さんに骨髄・末梢血幹細胞を提供した方を言います。

町では、公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄ドナー及び骨髄ドナーが就業している事業所向けに助成をしています。

◆ドナー助成事業

ドナーとなった方に対して、骨髄等の提供に要した日数（ドナー休暇を取得した日を除く）×2万

円を助成します。

一人でも多くの患者さんを救うためには、一人でも多くのドナー登録が必要です。ドナー登録については、「日本骨髄バンク」ホームページをご覧ください。

◆事業所助成事業

ドナー休暇制度を導入している事業所に対して、従業員が取得したドナー休暇日数×1万円を助成します。

骨髄等を提供するには、7～10日程度の通院や入院が必要になります。従業員の方がドナー登録後、安心して骨髄等を提供できるように「ドナー休暇制度」の導入をお願いします。

□問合せ先

健康推進課 健康増進係
TEL 8210288

脳の健康度のチェック をしてみませんか

年齢を重ねると、筋肉などと同じように脳の働きも少しずつ衰えます。

脳の健康チェックはタッチパ

ネル形式で認知機能をゲーム感覚で知ることができるので、友人等と楽しくご自身の脳の健康状態を知り、認知症予防に取り組んでみませんか。（脳の健康チェックは認知症を診断するものではありません。）

◆対象者

町内在住の60歳以上の方

◆実施方法

3人以上を1グループとして代表者宅に訪問します。

※1日1グループ限定。希望日が重なった場合は訪問日を調整します。

◆訪問者

いちい薬局職員

◆所要時間

1人15分から30分程度

◆訪問日時及び期間

毎週土曜日の13時30分以降
10月22日から開始し、2月末まで受け付けます。

◆費用

無料

□問合せ先

地域包括支援センター
TEL 7414421

人権・行政合同相談所を 開設します

人権擁護委員・行政相談委員による合同相談所を開設します。

毎日の暮らしの中で、人権や行政機関に関する意見・苦情・困りごとなどの悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

◎相談は無料で、秘密は厳守されます。

◆日時

10月20日（木）9時～12時

◆場所

大戸瀬支所 相談室

◆相談担当者

人権擁護委員・行政相談委員

□問合せ先

町民課 町民生活係

Tel 74-2115

中南・西北津軽地域 住民観光意識調査への ご協力をお願いします

当調査は、お住まいの地域観光に対する考え方や思いを知るためのものです。

アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、毎月10名様に津軽地域の特産品詰合せセット（5,000円相当）をプレゼントします。

◆調査期間

6月～1月末

※お一人様、1回まで

アンケート回答・プレゼント

応募はこちらから▼

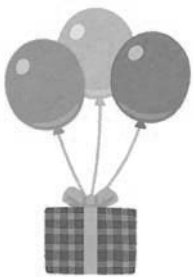


□問合せ先

（一社）CLAMP EON

Y 津軽

Tel 0172-8816090



～未来への承継～

青森県
Aomori Prefectural Government

経営者の皆様、大切な会社やお店の後継者は決まっていますか？



さまざまな事業承継を県と関係機関が全力でサポートします！

親族内承継

従業員への承継

第三者への承継

経営者の高齢化が進む中、県内中小企業の多くは後継者が決まっていません。一方で、事業の引継ぎには5年から10年かかるかとされており、後継者がいないため廃業を余儀なくされるケースもあります。あなたの会社やお店は青森県が誇る貴重な財産です。会社や従業員、そして、地域の未来のため、うまくバトンをつなぐ準備を今から始めましょう。

青森県知事 三村申吾

まずはお気軽にご相談ください。

- ☐ 親族内承継、従業員への承継、第三者への承継等に関する様々な相談
- ☐ 親族に後継者がおらず、廃業又は会社やお店の譲渡を考えている方
- ☐ 後継者のいない会社を引き受けて事業を拡大したい方
- ☐ 後継者のいないお店を引き継いで創業したい方
- ☐ 具体的にどのように承継すればよいかわからない方
- ☐ 事業の承継に際し、借入金の経営者保証が負担となっている方

～事業承継の相談をワンストップで～ 青森県事業承継・引継ぎ支援センター

((公財)21あおり産業総合支援センター内)

TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777

E-mail hikitsugi@21aomori.or.jp

詳細はこちらのサイトにてご確認ください。https://www.21aomori.or.jp/jigyoushoukei

相談無料&秘密厳守



第18回深浦町文化祭作品展の開催概要

町民の皆さんが制作した作品を展示しますので、ぜひご覧ください。

なお、本年度も食堂部門は中止とするものの、その他について下記の通り開催します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く場合には中止または内容を変更することもあります。

深浦公民館

深浦町公民館では書道、編み物、パッチワークのほか、深小クラブ児童の陶芸作品、保育園児の作品展示、陶芸体験コーナー（無料）があります。

◆日時

11月5日（土） 午前9時～午後5時
6日（日） 午前9時～午後3時

◆場所

深浦町公民館

□問合せ先

深浦町公民館 TEL 74-2031

岩崎分館

岩崎分館では書道、写真、陶芸作品のほか、保育園児・小学生の作品展示やお茶会（5日（土）のみ）、産直コーナー、フリーマーケットを開設します。

また、白神黒龍 IWASAKI の演舞と大間越春日祭「春日船」の展示と紹介を行います。

◆日時

11月5日（土） 午前9時～午後5時
6日（日） 午前9時～午後3時

◆場所

ふれあいと創造の館

□問合せ先

岩崎支所 TEL 77-2111

大戸瀬分館

大戸瀬分館では、陶芸、手芸、書道など個人作品のほか、修道小児童・大戸瀬中生徒・各保育園児の作品展示があります。

◆日時

11月12日（土） 午前9時～午後5時
13日（日） 午前9時～午後3時

◆場所

深浦町農村環境改善センター（北金ヶ沢会館）

□問合せ先

大戸瀬支所 TEL 76-2311



令和４年度 女性健診のお知らせ

子宮がん・乳がん・骨密度検診を下記のとおり３会場で実施します。

今年度末２０歳から８４歳までの下記検診対象者に「受診票」が送付されますので、がんの早期発見・早期治療と骨粗しょう症予防のために受診しましょう。

■検診対象者（令和５年３月３１日現在で下記の年齢の方）

検診項目	対象者	検診内容	自己負担
子宮がん検診 ※１	２０歳以上で偶数歳の女性	頸部細胞診（医師の指示により体部細胞診）	無料
乳がん検診 ※２	４０歳～５８歳の偶数歳の女性	マンモグラフィ２方向	
	６０歳以上で偶数歳の女性	マンモグラフィ１方向	
骨密度検診 ※３	４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、 ６０歳、６５歳、７０歳の女性	二重Ｘ線吸収法（DXA法）	

※１ 妊娠中の方、産後１年を経過していない方は受診できません。

※２ 妊娠中の方、断乳後１年を経過していない方、ペースメーカー等を装着されている方は受診できません。

※３ 令和元年度から、４０歳～７０歳で５歳刻みの年齢の方が対象となっています。

◆次の方も子宮がん・乳がん検診を受診できますので、希望される方は健康推進課へお申し込みください。

- ・今年度末奇数歳で、昨年度に町が実施した子宮がん・乳がん検診を受診していない方
- ・今年度末８６歳以上で偶数歳の方

◆今年度、既に個別検診を受診している方は、対象外となります。

（子宮頸がんのみ受診済み→乳がん受診可、乳がんのみ受診済み→子宮がん受診可）

■日 程 注意！深浦会場は役場（町民文化ホール）です

期 日	場 所	受付時間	子宮・乳がん検診実施日	骨密度検診実施日	送迎バス
１１月１１日（金）	【岩崎会場】 ふれあいと創造の館	１２：００～ １３：３０	○	○	○
１１月１６日（水）	【深浦会場】 役場町民文化ホール	１２：００～ １３：３０	○	○	○
１１月１７日（木）			○	×	×
１１月２４日（木）	【大戸瀬会場】 深浦町農村環境改善センター	１２：００～ １３：３０	○	○	○
１１月２５日（金）			○	×	×

◆対象地区の区分はありません。いずれの会場でも検診が受けられます。

◆送迎バスの運行時間は、受診票に同封している「検診の案内」でご確認ください。

□問合せ先

健康推進課 TEL ８２－０２８８

10月も引き続きマイナンバーカードの 出張申請を受け付けます！

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限の延長に伴い役場町民課では10月も引き続き、生きがい活動の日程に合わせ各地区の集会施設を訪問してマイナンバーカードの申請受付をします。

手続きは1人当たり5分程度、顔写真の無料撮影も行います。必要書類※1が揃っている方はマイナンバーカードをご自宅（住民登録をしているところ）で受け取ることができます。ポイントの申込みができるのは、12月末までに申請した方となります。生きがい活動に参加されてない方も受付可能ですので、ぜひこの機会に必要な書類をお持ちのうえ、下記日程の出張申請受付にお越しください。

※1 運転免許証があれば免許証1点

免許証がない方は健康保険証、介護保険証、通帳などから2点



【出張申請日程】

日 付	時 間	地 区	実施場所
10月20日（木）	13:00～15:00	岩坂	岩坂福祉センター
24日（月）	13:00～15:00	追良瀬	追良瀬福祉センター
25日（火）	10:00～12:00	川原町	福祉センター元城館
26日（水）	10:00～12:00	大間越	大間越生活改善センター
27日（木）	10:00～12:00	岡町	岡町福祉センター御飯屋館
28日（金）	10:00～12:00	広戸	広戸福祉センター
31日（月）	10:00～12:00	晴山	晴山福祉センター
11月 2日（水）	13:00～15:00	風合瀬	風合瀬農業環境改善センター
4日（金）	10:00～12:00	長慶平	長慶平福祉センター
8日（火）	13:00～15:00	田野沢	田野沢福祉センター
10日（木）	13:00～15:00	松原	松原集落センター

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により本出張申請受付が中止となる場合がございます。予めご了承ください。

□問合せ先

町民課総合窓口係 TEL 74-2115

カエントケに注意してください

ニクザキン科ツノタケ属の有毒のキノコ「カエントケ」の発生が深浦町で確認されました。

ナラ枯れが発生した森林では、被害発生時または数年後に、猛毒のカエントケが多く発生することが確認されています。

カエントケは触れるだけでも炎症を起こすといわれています。誤って食べてしまった場合、後遺症が残る可能性があり、最悪の場合、死に至ることがありますので、十分に注意してください。

＜カエントケの特徴＞

形状	表面はオレンジ色から赤色。細長い円柱状または棒状で、土から手の指が出ているように群生または単生する。中は白く硬い。
発生時期	夏から秋
発生場所	ブナ、コナラなどナラ類広葉樹林の地上に発生する。
間違いやすい食用キノコ	ベニナギナタタケ
症状	食後 30 分から、発熱・悪寒・嘔吐・下痢・腹痛・手足のしびれなどの症状を起こす。2 日後に消化器不全・小脳萎縮による運動障害など脳神経障害により死に至ることもある。
毒成分	トリコテセン類：毒性は強く、食べても触っても毒である。死亡例あり。

厚生労働省HP

自然毒のリスクプロファイル：カエントケ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000143427.html>



口問合せ先

提供：西北地域県民局林業振興課

農林水産課 TEL 74-4411

高齢者世帯等の住宅防火訪問を実施します！

深浦町消防団では、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等を対象に、女性消防団員による訪問を通して消防団に対する理解を深めてもらうとともに、万が一の災害から高齢者等を保護し、火災等の発生を未然に防止することを目的に、住宅防火訪問を実施します。

防火訪問の実施に際して個別の連絡はせずに行いますので、ご協力をお願いします。

- 対象世帯 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等のうち、特に訪問が必要と認める世帯の訪問を予定しています。
- 実施期間 10月17日(月)～11月30日(水)
※青森県火災予防運動期間を含む期間に実施します。
- 訪問者 女性消防団員
※消防団活動服を着用して訪問します。
- 訪問要領 玄関先で火災予防等についてお話をしますが、ご要望があれば屋内に入り火気の取り扱いの様子などを見させていただきます。
- 問合せ先 深浦消防署内 消防団事務担当 TEL 74-2994



クマに注意!!

今年も町内では広い範囲でクマが出没しています。

秋から初冬にかけては、冬眠前のクマが広い範囲でエサを求めて昼夜問わず活発に行動しますので、行楽や山菜、キノコ採り、農作業等で野外活動する際は、厳重な注意及び対策をお願いします。

クマに出会わないために

あらかじめクマ出没
情報に注意し出没
地域には入らない

クマの足跡や糞などを
見つけた場合は、先には
進まず引き返す

必ず2人以上で
行動し、単独で
山には入らない

食べ物や食べ物の
容器等を野外に捨て
ない、置かない

早朝、夕方はクマが
活発に行動する時
間なので注意する

鈴や笛、ラジオなどを
身につけ、周りに音を出
しながら行動する



クマに出会ってしまったら



後ずさりしな
がら静かに
立ち去る

子グマを見ても
決して近寄ら
ない(近くに親
グマがいる可
能性有り)

大声を上げたり、
石を投げたりして
刺激しない、背
中を見せて逃げ
ない、走らない

襲撃された場
合は頭部、頸部
を防御し、致命
傷を避ける

★クマを目撃しましたら深浦町農林水産課までご連絡ください。

深浦町鳥獣被害防止対策協議会

(事務局 深浦町農林水産課 TEL. 74-4411)

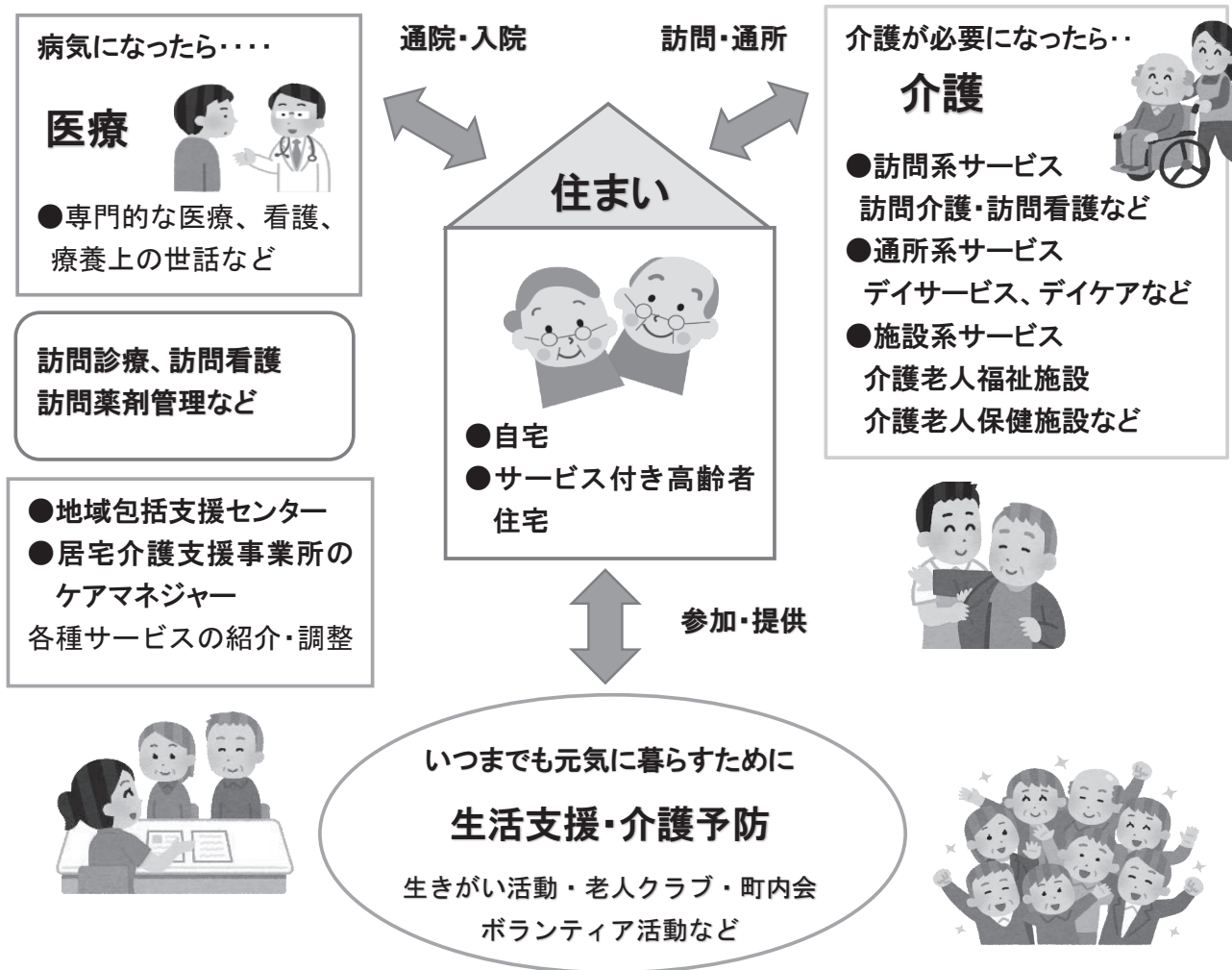
ご相談ください 在宅で医療・介護を受けるには （前編）

高齢化が進み、病院で長期の入院生活を送る方や、介護施設に入所する方が増えていますが、多くの方は住み慣れた地域での生活を望んでいます。

しかし、実際に在宅で医療や介護サービスを利用したいとなると、「どのようなサービスが利用できるの?」「利用する際の手続きはどうしたらよいの?」など迷うことが多いと思います。

深浦町では、地域包括支援センターを中心に各医療機関、介護サービス事業所と連携し、在宅で療養する高齢者の方やご家族をサポートしていますのでご相談ください。

いつまでも住みたい町・住み続けたい町 深浦町



※ 次回は後編 「～あなたも利用できる訪問看護～」についてお知らせします。

【相談窓口】 深浦町地域包括支援センター（深浦町保健センター内）
電話：0173-74-4421

令和4年 秋の火災予防運動

令和4年10月17日（月）～10月23日（日）

【統一標語】
『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

県下一斉に「令和4年青森県秋の火災予防運動」が実施されます。これからの季節は、日増しに寒くなり、暖房器具を取り扱う機会も増えます。火に対する油断をなくし、尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

○消防車両等による秋の火災予防パレードを実施します。
日 時・・・10月16日（日） 9時出発



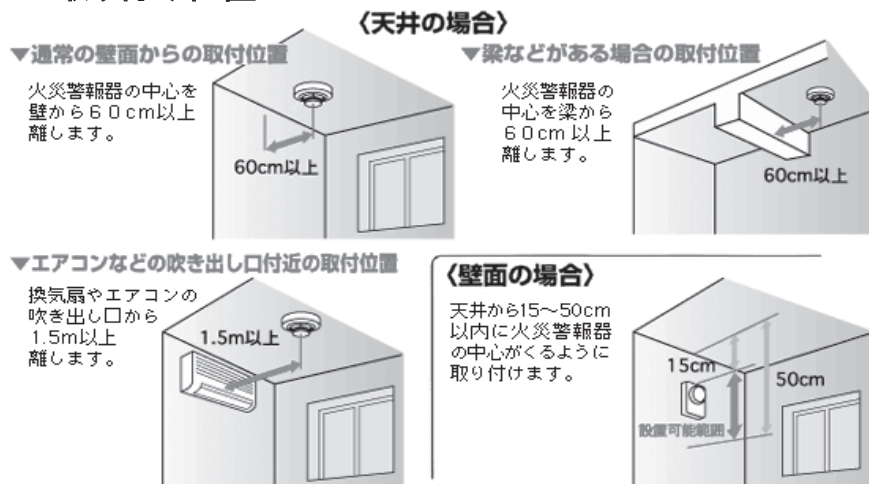
住宅用火災警報器 は付けていますか？

住宅用火災警報器は、煙などを感知し、音声や警報音が鳴り火災の早期発見に大変有効です。

《設置義務のある場所》

- ①すべての寝室が対象（子ども部屋などでも、就寝に使用する部屋は設置）
 - ②2階以上に寝室が有る場合は階段の上部
- ※義務はありませんが、居間や台所への設置もおすすめします。

《取り付け位置》



住宅用消火器も設置した方がさらに火災予防につながるね！！



※設置から10年以上経過している場合は、電池切れや本体内部の機器が劣化していることが考えられるので、本体を交換することをおすすめします。

～次のことにも注意しましょう～

- ☆ ライターは子供の手の届かない所に保管。
- ☆ 給油は必ず火を消してから行う。
- ☆ ストープの上で洗濯物を乾かさない。
- ☆ 電気ストーブ等の周囲は整理整頓する。

《お問合せは深浦消防署または、岩崎分署 予防係まで》
《 Tel 深浦消防署：74-2994 岩崎分署：77-2119 》